

公共交通人材受入促進支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内の交通事業者の運転手等を確保するため、交通事業者等に対し、公共交通人材受入促進支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営し、沖縄県内で運行する者をいう。
- (2) 航路事業者 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する航路事業者及び航路事業者と関連する海事関連事業を営する者をいう。
- (3) 航空関連事業者 沖縄県内のグランドハンドリング事業又は保安検査事業を営する者をいう。
- (4) 公共交通人材 乗合バス事業者、離島航路事業者及び航空関連事業者において採用するバス運転手、運行管理者、船員、グランドハンドリングを担う者及び保安検査員等をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、地域住民の日常生活に不可欠な路線、航路又は航空路を運行し、かつ人材不足が課題となっている、次の各号に定める者とする。

- (1) 交通事業者
乗合バス事業者、航路関連事業者及び航空関連事業者
- (2) 業界団体
一般社団法人沖縄県バス協会

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助率及び上限額は、別表1及び2のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和6年度予算分にあつては、令和7年3月1日から令和8年1月末日までの期間中に、交通事業者が県外（国外を含む。）から公共交通人材受入のために実施する事業とし、令和7年度予算分にあつては、令和8年2月1日から令和9年1月末日までの期間中に、交通事業者が県外（国外を含む。）から公共交通人材の受入のために実施する事業及び業界団体がバス運転手等の人材確保のために実施する事業とする。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、別表1及び2の第2欄に定める補助対象経費の額と同表第3欄の補助率を乗じた額と同表欄外に定める上限額を比較して少ない額を交付額とする。この場合において、算出された額の合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付限度額)

第6条 知事は、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、知事が別に定める日までに、交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象が適切であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げる場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下げ書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により内容を変更して補助対象事業を行う場合は、変更交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第11条 知事は、前条の変更申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適切であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、補助事業者に通知する。

（事業の中止等）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日（申請した時点で完了している場合は、交付決定を受けたとき）から起算して30日以内又は1月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく変更交付を決定した場合は、変更された内容）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第12条の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく変更交付を決定した場合は、変更された内容）の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継

続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金の支払)

- 第16条** 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。
- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案のうえ、補助金を概算払いできるものとする。ただし、概算払いできる額は、交付決定額の9割を上限とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

- 第17条** 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

- 第18条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率
交通事業者	県外（国外を含む。）から公共交通人材を受け入れる場合に必要な渡航費、滞在費及び研修に要する経費	8 / 10

（注 1）消費税及び地方消費税等仕入控除税額は、補助対象経費に含めない。

（注 2）別表 1 の補助対象経費の 1 人あたりの上限額については、渡航費が 7 万円、滞在費が 13 万円、研修に要する経費が 30 万円とし、かつ滞在費及び研修に要する経費については、30 日分を上限とする。

別表 2（第 4 条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率
業界団体	一般社団法人沖縄県バス協会が実施する、乗合バス運転手等の人材確保に向けた県外就職イベントへの出展、事業者合同の説明会等の開催及び人材の確保に資する情報発信・広報等、人材確保を目的とした取組に要する経費であって、当該事業の実施に直接必要なものとする。ただし、他の補助事業による補助を受けた経費は対象外とする。	10 / 10

（注 1）消費税及び地方消費税等仕入控除税額は、補助対象経費に含めない。